

議員提出第4号議案

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（東京都迷惑防止条例）「改正」案の撤回を求める意見書

上記の議案を大田区議会会議規則第13条第1項の規定により提出する。

平成30年3月27日

大田区議会議長 大森昭彦様

提出者

大竹辰治

清水菊美

藤原幸雄

菅谷郁恵

黒沼良光

金子悦子

福井亮二

荒尾大介

野呂恵子

奈須利江

北澤潤子

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例

(東京都迷惑防止条例)「改正」案の撤回を求める意見書

東京都は都迷惑防止条例の「改正」案を都議会第1回定例会に提出した。3月22日に警察・消防委員会で採決され、3月29日の都議会本会議で成立されようとしている。

そもそも現行の都迷惑防止条例自体が警察による濫用の危険性があり、都民の権利を過度に侵害する可能性がある。

さらに「改正案」では捜査機関による市民運動、住民運動、労働運動、取材活動への規制をいっそう容易にするものである。「悪意の感情」というあいまいな目的があれば、通常では処罰されない行為が処罰される。「内心の証明のため」自白を強要される恐れもある。また、相手が会社や法人でも成立する。しかも被害者の告訴は不要であり、現場の警察の判断で逮捕が可能である。なぜ改正するかの立法事実がない。

平和や暮らしを守る活動は憲法第28条(労働運動)や憲法第21条(言論表現の活動)などで保障されている。「法律の範囲内で条例を制定する」としている憲法第94条にも反する。

市民運動、労働運動、取材活動などを規制する根拠とされる恐れのある都迷惑防止条例「改正」案は撤回し廃案を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年月日

東京都知事 宛

大田区議会議長名